

令和 8 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和 8 年 3 月 1 9 日

目 次

議会議案第 1 号関係	-----	3
議会議案第 2 号関係	-----	6
議会議案第 3 号関係	-----	11
議会議案第 4 号関係	-----	13
議会議案第 5 号関係	-----	14

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について

1 提案の理由

職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しに鑑み、議員の費用弁償の額等を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項

3 条例の概要

- (1) 議長、副議長及び議員が公務のため旅行するときは、費用弁償として、市長等の例により算定した額の旅費を支給することとした。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																				
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行するときは、費用弁償として、<u>市長等(茅ヶ崎市職員旅費条例(平成20年茅ヶ崎市条例第4号)第2条第2号に規定する市長等をいう。)</u>の例により算定した額の旅費を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、<u>内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、費用弁償の額及びその支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <p><u>外国旅行の旅費</u></p> <p>1 <u>航空賃、宿泊料及び食卓料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃</u></th> <th style="text-align: center;"><u>宿泊料(1夜につき)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>食卓料(1夜につき)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>最上級の直近下位の級の旅客運賃</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>支度料及び死亡手当</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;"><u>支度料</u></th> <th style="text-align: center;"><u>死亡手当</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>旅行期間</u> <u>1月未満</u></th> <th style="text-align: center;"><u>旅行期間</u> <u>1月以上</u> <u>3月未満</u></th> <th style="text-align: center;"><u>旅行期間</u> <u>3月以上</u></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>78,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>95,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>112,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>520,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	<u>食卓料(1夜につき)</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃</u>	<u>15,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>支度料</u>			<u>死亡手当</u>	<u>旅行期間</u> <u>1月未満</u>	<u>旅行期間</u> <u>1月以上</u> <u>3月未満</u>	<u>旅行期間</u> <u>3月以上</u>		<u>78,000円</u>	<u>95,000円</u>	<u>112,000円</u>	<u>520,000円</u>
<u>旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	<u>食卓料(1夜につき)</u>																			
<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃</u>	<u>15,000円</u>	<u>6,000円</u>																			
<u>支度料</u>			<u>死亡手当</u>																		
<u>旅行期間</u> <u>1月未満</u>	<u>旅行期間</u> <u>1月以上</u> <u>3月未満</u>	<u>旅行期間</u> <u>3月以上</u>																			
<u>78,000円</u>	<u>95,000円</u>	<u>112,000円</u>	<u>520,000円</u>																		

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、費用弁償の額及びその支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表第2 (第2条関係)

外国旅行の旅費

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
最上級の直近下位の級の旅客運賃	15,000円	6,000円

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
78,000円	95,000円	112,000円	520,000円

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

議会に係る手続きを電子化することにより、議会運営に係る業務の効率化を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条

3 規則の概要

- (1) 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができること等とした。（第170条関係）
- (2) この規則の規定（第31条（第77条第1項、第128条及び第135条において準用される場合を含む。）及び第36条（第77条第1項及び第128条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができること等とした。（第171条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（目次関係）
- (4) この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章</p> <p style="padding-left: 2em;">く 略</p> <p>第8章</p> <p>第9章 補則 <u>(第170条～第172条)</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第9章 補則</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p><u>第170条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章</p> <p style="padding-left: 2em;">く 略</p> <p>第8章</p> <p>第9章 補則 <u>(第170条)</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第9章 補則</p>

この規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第23条、第69条第2項、第143条第1項及び第144条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する

必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第171条 この規則の規定（第31条（第7条第1項、第128条及び第135条において準用される場合を含む。）及び第36条（第77条第1項及び第128条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第172条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定する。ただし、当該決定に対し議員から異議があったときは、議会の会議に諮って決定しなければならない。

（会議規則の疑義に対する措置）

第170条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定する。ただし、当該決定に対し議員から異議があったときは、議会の会議に諮って決定しなければならない。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則参照条文

○地方自治法

第二百十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

茅ヶ崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、議会において通知、作成、保存等を電子化する場合における必要な事項を定めるため提案する。

2 告示の概要

- (1) この規程で使用する用語の定義を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 茅ヶ崎市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第170条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとした。（第3条関係）
- (3) 会議規則第170条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならないこと等とした。（第4条関係）
- (4) 会議規則第170条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとした。（第5条関係）
- (5) 議会等は、会議規則第170条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないこととした。（第6条関係）
- (6) 会議規則第170条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力又は電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出のいずれかの方式とすることとした。（第7条関係）
- (7) 会議規則第170条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録

に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とすることとした。（第8条関係）

(8) 会議規則第170条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとした。（第9条関係）

(9) 会議規則第170条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とすることとした。（第10条関係）

(10) 会議規則第170条第6項に規定する議長が定める場合は、会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合等とすることとした。（第11条関係）

(11) 議会等は、会議規則第171条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする事とした。（第12条関係）

(12) 地方自治法第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用すること等とした。（第13条関係）

(13) この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定めることとした。（第14条関係）

(14) この告示は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会議員の請負の状況の公表に関する規程について

1 提案の理由

議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保するため提案する。

2 告示の概要

- (1) 茅ヶ崎市議会議員（以下「議員」という。）は、原則、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、請負の対象とする役務、物件等の事項を報告しなければならないこと等とした。（第2条関係）
- (2) 議長は、議員の請負に関する報告（訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならないこと等とした。（第3条関係）
- (3) 報告及び訂正に係る書類は、議長において、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととした。（第4条関係）
- (4) この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとした。（第5条関係）
- (5) この告示は、公表の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示について

1 提案の理由

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

2 告示の概要

- (1) 題名を茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程とすることとした。(題名関係)
- (2) 所要の規定を整備することとした。(本則関係)
- (3) この告示は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行
規程の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程</u></p> <p>議会等に対して行うこととされ、又は議会等が行うこととしている手続等を茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年茅ヶ崎市条例第6号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、<u>茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u>（平成17年茅ヶ崎市規則第13号）の規定（第1条を除く。）の例による。この場合において、同規則中「市長等」とあるのは「議会等」と、「市長」とあるのは「議会」と、同規則第2条第1項第1号中「消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び規則をいう。）により独立して権限を行使することを認められたもの」とあるのは「又は議会に置かれる機関」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</u></p> <p>議会等に対して行うこととされ、又は議会等が行うこととしている手続等を茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年茅ヶ崎市条例第6号）<u>第3条から第6条までの規定</u>に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、<u>茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u>（平成17年茅ヶ崎市規則第13号）の規定（第1条を除く。）の例による。この場合において、同規則中「市長等」とあるのは「議会等」と、「市長」とあるのは「議会」と、同規則第2条第1項第1号中「消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び規則をいう。）により独立して権限を行使することを認められたもの」とあるのは「又は議会に置かれる機関」と読み替えるものとする。</p>